

# おたがいさま会議とよた 会 則

## (名 称)

第1条 この会は、おたがいさま会議とよたと称する。

## (事務局)

第2条 この会の事務局は、株式会社三河の山里コミュニティパワー・一般社団法人日本福祉協議機構・一般社団法人豊田青年会議所に置く。

## (目 的)

第3条 この会は、次を目的とする。

- (1) 地域の困りごとを多くの人に知つていただく。
- (2) 地域の困りごとを抱える人と支援できる人をつなげる。

## (会 員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

## (退 会)

第5条 会員は自由に、退会することができる。

## (実行委員)

第6条 1 この会に次の実行委員を置く。

(1)	代表	鈴木聖人（一般社団法人豊田青年会議所）
(2)	実行委員	
	萩原 喜之	株式会社三河の山里コミュニティパワー
	濱野 剑	一般社団法人日本福祉協議機構
	鈴木 辰吉	一般社団法人おいでん・さんそん
	伊東 浄江	N P O 法人トルシーダ
	栗本 浩一	合同会社 P-BEANS
	首藤 政俊	一般社団法人 Wi11
	木下 貴晴	K I N O ファーム
	伊藤 秀一	株式会社ジオコス
	森友 勇	株式会社レ・ヴァン
	鈴木 夏江	有限会社一鈴ビルマネジメント
	荒川 洋一	豊大株式会社
	大谷 忠幸	株式会社おおたに商事

2 第1項に定める実行委員は、実行委員会により選出する。

3 役員としてふさわしくない行為があったときは解任とする。

## (職 務)

第7条 1 代表はこの会を代表し、その業務を統括する。

2 実行委員は会の円滑な運営に努める業務を行う。

(実行委員会)

- 第8条 1 実行委員会は、必要な場合に不定期に開催するものとする  
2 実行委員会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決する。

(事業報告)

- 第9条 代表は、1年ごとに事業報告書を作成し、実行委員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

- 第10条 この会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年6月3日から施行する。

以 上